

123

不信認決議案提案趣旨

嶋田俊雄述

特251

354

1068

679



* 0004617000 *

0004617-000

特251-679

岡田内閣不信認決議案提案趣旨

嶋田俊雄・述

安久社

昭和11

ABC

目次

小引

内閣不信認決議案

一、弱體無力の變態内閣

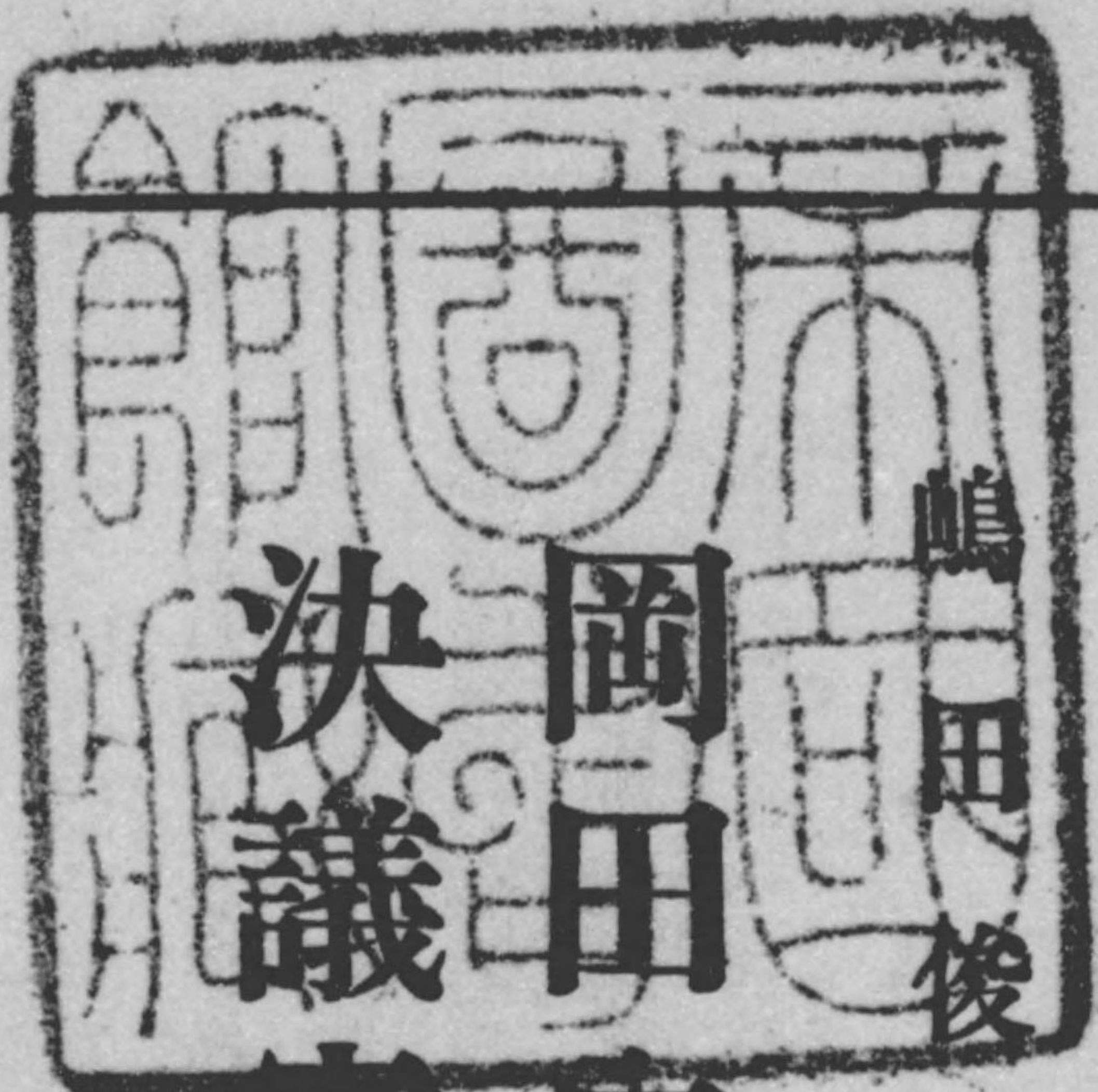
二、國際不安と外交無能

三、經濟國策の貧弱缺乏

四、國體觀念の薄弱

五、結言

特251
679



嶋田 俊雄 述

岡田内閣不信認
決議案提案趣旨

(非賣品、以印刷代原寫)





岡田内閣不信認決議案提案趣旨



岡田内閣不信認決議案提案趣旨

嶋田俊雄

小引

本稿は去る一月廿一日衆議院本會議傍頭我黨總裁始め全黨一致を以て提出せる岡田内閣不信認決議案上程の場合、提案者の一人として發言通告をなしたる自分が、同案提出趣旨辯明の爲めに爲すべかりし議會演説の草稿である。所謂黨の代表演説であるから出來得る限り一家の私見に偏する事を避け、全黨員の公論に従ふべく努めた事は固よりであるが、菲才の致す所期待に副はざるものも多々之れあるべきを思ふて内心安んせざるものある次第である。今や政府の妄斷に依り衆議院は、本案の討議に入らず、從て自分の演説は其機會を得ずして解散となり總選舉の期目前に迫り政戦正に白熱するの時之を複製して同志諸君の電覽に供す所以は、單に雞肋捨て難きの私念のみではない事を諒とせられたい。

岡田内閣不信認決議案

決議案

提出者 鈴木喜三郎 前田米藏 中島知久平 工藤十三雄 板谷順助 武田徳三郎 牧野良三
 水島彦一郎 久原房之助 中谷貞頼 清瀬規矩雄 寺田市正 安藤正純 田邊七六 堀切義兵衛
 田子一民 猪野毛利榮 大口喜六 森田政義 島田俊雄 生田和平 金光庸夫 東郷實 松野鶴平
 賛成者 立川太郎 本田義成 犬養健 鳩山一郎 伊藤仁太郎 國枝捨次郎 三上英雄 牧野
 賤男 津雲國利 坂本一角 野方次郎 川口義久 鈴木英雄 河野一郎 高橋泰雄 宮崎一 横
 川重次 出井兵吉 門田新松 本多貞次郎 川島正次郎 今井健彦 鳩山秀夫 竹澤太一 小高
 長三郎 岩瀬亮 宮古啓三郎 葉梨新五郎 山崎猛 佐藤洋之助 船田中 坪山徳彌 松村光三
 上野基三 増田金作 畑桃作 木暮武太夫 篠原義政 川手甫雄 大崎清作 竹内友治郎 菅野
 善右衛門 八田宗吉 小島智善 助川啓四郎 佐藤庄太郎 鈴木辰三郎 宮澤清作 菅原傳 佐
 木家壽治 星廉平 大石倫治 八角三郎 志賀和多利 廣瀬爲久 西方利馬 高橋熊次郎 戸
 田虎雄 熊谷直太 松岡俊三 杉本國太郎 鈴木安孝 小山田義孝 梅村大 壽原英太郎 丸山
 浪彌 岡田伊太郎 東武 田中喜代松 登坂良作 松實喜代太 山本市英 松尾孝之 三井徳實
 尾崎天風 木下成太郎 山本慎平 山本莊一郎 小川平吉 有馬淺雄 高橋保 植原悦二郎 山
 本悌二郎 田邊熊一 松木弘 渡邊幸太郎 出塚助衛 加藤知正 高橋金治郎 山田又司 鈴木
 義隆 石坂豊一 高見之通 島田七郎右衛門 土倉宗明 箸本太吉 青山憲三 益谷秀次 山口

忠五郎 宮本雄一郎 深澤豊太郎 仁田大八郎 勝又春一 太田正孝 倉元要一 加藤謙五郎
 瀨川嘉助 丹下茂十郎 山田佐一 田中貞二 小笠原三九郎 小林銜 近藤壽市郎 加藤久米四
 郎 堀川美哉 濱田國松 後藤脩 西田銳吉 大野伴陸 佐竹直太郎 楠基道 平井信四郎 清
 水銀藏 服部岩吉 仙波久良 鷺野米太郎 中野種一郎 磯部清吉 芦田均 板野友造 山本芳
 治 沼田嘉一郎 上田孝吉 青田勝晴 岩崎幸治郎 岩本武助 福井甚三 木本圭一郎 玉置吉
 之丞 松山常次郎 世耕弘一 三尾邦三 砂田重政 中井一夫 藤山貞吉 立川平 小林絹治
 多木久米次郎 青木雷三郎 原惣兵衛 若宮貞夫 岡田忠彦 横山泰造 大山斐瑗磨 久山知之
 小谷節夫 則井萬壽雄 星島二郎 名川侃市 宮澤裕 米田規矩馬 森田福市 保良淺之助 庄
 晋太郎 西村茂生 兒玉右二 國光五郎 沖島鎌三 矢野晋也 紅露昭 伊藤皆次郎 田村實
 依光好秋 林讓治 宮脇長吉 上原平太郎 山下谷次 三土忠造 大本貞太郎 須之内品吉 森
 昇三郎 河上哲太 白城定一 山村豊次郎 原口初太郎 宮川一貫 吉田朝明 實岡半之助 田
 尻生五 野田俊作 貝谷眞孜 高倉寛 林田操 鹽月學 綾部健太郎 田中亮一 藤生安太郎
 田口文次 木村正義 村田虎之助 上塚司 三善信房 中野猛雄 西岡竹次郎 向井俊雄 佐保
 畢雄 渡邊與七 田尻藤四郎 水久保甚作 井上知治 中村嘉壽 天辰正守 金井正夫 永田良
 吉 金城紀光 花城永渡 崎山嗣朝 竹下文隆

衆議院ハ現内閣ヲ信任セズ

抑々我國體ノ本義ハ炳トシテ日月ノ如ク、國民ノ信念ハ絶對ニシテ萬古渝ラズ、曩
 ニ天皇機關說排撃ノ問題起ルヤ、本院ハ第六十七議會ニ於テ全會一致機關說排除ヲ

決議シテ、速カニ政府ノ善處ヲ要望セリ、爾來約一年、現内閣ノ信念甚ダ薄弱ニシテ、之ガ排撃ヲ斷行スルノ誠意ナシ、徒ラニ聲明ヲ再ビスルモ之ガ實行ニ至ツテハ遲疑逡巡、事ヲ摸稜ノ裡ニ推移シテ國民ノ耳目ヨリ遠ザカラシメントス、苟モ國體ニ關スル絶對問題ガ、區々タル政治交渉ノ間ニ暗遷默移スルハ斷ジテ國民ノ許サザルトコロナリ、是レ本院ガ現内閣ヲ信任セザル理由ノ一ナリ。

惟フニ我國內外ノ情勢ハ、國防ノ充實ト産業ノ發展トヨリ急務ナルハナシ、然ルニ現内閣ノ政策ヲ檢討スルニ、内ニ國防産業ノ調和ヲ缺キ、農村中小商工業ノ對策ヲ失シ、社會人心ノ不安ヲ醸シ、外ニ對支政策ノ機宜ヲ慮ラズ、經濟外交ニ緩急ノ計ヲ講ゼズ、徒ラニ當面ヲ彌縫シテ能事畢レリトナス、偶々内閣審議會ヲ設立スルト雖モ、今ニ及ンデ何等成績ノ見ルベキモノナク、却ツテ責任回避ノ具ニ供スルノミ。今ヤ我國ハ世界平和ノ確保ヲ強調シテ軍縮會議ヲ脱退シ、東亞安定ノ大計ヲ堅持シテ世界ニ臨ム、其ノ使命洵ニ重大ナリ、無經綸無國策ノ現内閣ガ、到底コノ重任ニ堪ヘザルハ蓋シ全天下ノ輿論ナリ、是レ本院ガ現内閣ヲ信任セザル理由ノ二ナリ。

抑々立憲治下ニオイテ舉國一致ノ實ヲ舉ゲントセバ、國民ヲ基礎トスル政黨ニ立脚セザルベカラズ、然ルニ現内閣ハ舉國一致ヲ標榜シテ、却ツテ政黨内部ニ魔手ヲ伸バシ、陰ニ之ヲ攪亂シテ纒カニ一日ノ小康ニ安ズ、是レ擬裝的舉國一致ニ非ズシテ何ゾヤ、而シテ政黨ハ主義ト政策ヲ標榜シ、コレニヨツテ國民ノ向背ヲ定メ、責任ノ政治ヲ實行ス、然ルニ政策定見ヲ有セザル烏合ノ輩ガ、卒然相集ツテ濫リニ舉國一致ヲ稱スルガ如キ、正ニ僭越ノ甚シキモノナリ、コレ本院ガ現内閣ヲ信任セザル理由ノ三ナリ。

之ヲ要スルニ現内閣ハ國體觀念ニツキ信念ヲ缺キ、機關說排撃ニ對シテ誠意ナク、内外ノ治政全クソノ當ヲ失シ、濫リニ舉國一致ヲ擬裝シテ責任政治ヲ紛淆ス、然モ閣僚時局ノ認識ヲ異ニシテ重大案件ニ際シテ不統一ヲ暴露ス、弱體無力、到底現下ノ重大時局ヲ擔當スルノ能力ナシ、依テ現内閣ハ速カニ處決スベシ。

決議案理由書

本決議案ノ理由ハ主文ニ明カナルヲ以テコレヲ省略ス。

一、弱體無力の變態內閣

現內閣は成立の初めより憲政の常道を履み外せる變態內閣である。口には舉國一致を唱ふれども、議會に確乎たる基礎を有せず、一部の官僚と少數の准與黨なるものに依つて支持せらるゝ畸形的存在に外ならざる事は天下公知の事實である。

吾々は主義に於て舉國一致に反對するものではない、併し、それは、險難なる内外の重大時期——世界的非常時に際して、國民の總能力を結束動員する意味に於ていふのであつて、現內閣の如き不自然極まる變態內閣を對象とするものではない。苟くも立憲政治の下に於て議會に基礎を置かざる政府に何の妥當價值が認識され能ふか。民意暢達の中心的機關たる議會を蔑如し、

若しくは輕視して眞實なる舉國一致はあり得る筈はない。岡田首相は組閣以來屢々議會の尊重すべきを聲明し政黨に十二分の敬意を拂ふかの如く云爲せらるゝ様であるが、之を實際の行跡に徴すれば、畢竟するに、舊時代の超然內閣或は官僚內閣と何の擇ぶ所はない。強ていふなれば世に所謂フアツシヨでないだけが、まだしも取り柄であるといひ得る位のものである。併し夫れと同時に其の存在のあまりにも微弱なるを憫まずには居られない。現に世界の或一部に行はるゝフアツシヨ主義の如きは常軌を逸せる病的現象である。それは亡國的苦悶にあらずんば末期的症狀であり、國運隆々たる我國民の斷じて容認し得ざる所たるは言を俟たないが、さりとして現岡田內閣それ自身、立憲の根本義に立脚する健全體なりやと問へば、何人も然りと答へ得るものはあるまい。唯だ非常時の名にカヴァーされて一時の安を偷む以外何の意義

も見出し得ないではないか。要するに現内閣は最初の出發點より方向を見損じてゐるのである。舉國一致主義の使命を帯びて産れたるものが、誕生の第一日に於て官僚の人身御供となり、自ら舉國一致の精神を反古にしたもので、氣の毒といへば氣の毒であるが、組閣當時の無理が終始纏綿して今日に及んでゐるのであつて、現状のまゝでは最早や何うにも救済の途はない。斯くの如き弱體、斯くの如き無力、斯くの如き變態を以てして到底内外の國難を克服し重要國策を樹立して民心の安定を期し能はざるは寧ろ論議の外といふべきで、現内閣の交迭は國民の聲である。國民は擧げて諸公の一日も速かに其要職より離れ去らるゝ事を希望して居ると信ずる。

これ吾々が國家本位の見地より本案を提出するの止むなきに至れる第一の理由である。

二、國際不安と外交無能

弱體内閣——ソレは現内閣の代名詞として坊間何人も平然として使用して居る處であるが抑も所謂弱體とは果して何を意味するのであるか。既往一年有半に於ける現内閣の實績を見れば、蓋し一目瞭然である。之を一言にして云へば、曰く、無爲にあらざれば乃ち無力、それが現内閣の内治外交を總括しての唯一の結論であり、所謂ノーヒット、ノーランで、此内閣の示して居る程、慘めな政治記録は歴代内閣に於て未だ曾て吾々の見聞せざる所である。

思ふに、所謂世界的非常時の標語や、舉國一致の主張は何よりも先づ帝國の國際的地位に就いて國民の關心を要求するものであり、それだけに又民心不安の動因ともなつてゐるのであるが、之れに對する現内閣の方策は如何。

對支、對米、對露、對英等の如何なる部面に於いて快適なる外交事實の報告が發見し得らるゝてあらうか。依然たる對立、依然たる疎隔、依然たる無理解、依然たる認識不足、未だ一本の安打も一個の走壘も見出し得ないといふのが偽らざる現内閣の外交ではないか。曩きには敢然として國際聯盟を脱退した、又、華盛頓條約も廢棄した。而して最近に於ける倫敦軍縮會議の經過は諸君熟知の通りである。それは勿論既定の事實であり、已むに已まれぬ國民の熱意と國論の支持に基いての事であつて、其事自體に異議もなく又異議があつても今更ソレをどうする事も出來得べきものではない。併し外交の本質的使命は云ふまでもなく樽俎折衝の間に帝國の國策を列國に宣揚徹底せしむるに在り、單なる脱退や廢棄や決裂だけで外交の能事が終るのではない。苟くも外交の何たるかを解する限り破壊よりも建設が根本的要件たるは

百萬承知の事と思ふ。即ち破壊は手段であり、目的は建設にある。故に若しも建設的方策を伴はざる破壊外交なるものがありとせば、これ程無意義にして而かも危険なるものはない。近時頻りに自主的外交といふことをいふ者がある。自主的外交、それは大に宜しい。而してそれは又我黨同志の終始一貫主張して居る所の一大外交方針である。吾々は固より其方針を支持し、其方針を主張する。又吾々は所謂焦土外交とか、孤立外交とか、種々悲壯なる叫びも屢々聞かされて居る。國民の自覺を促し、精神の緊張を喚起する爲めには、是れも固より意義ある事と認めねばなるまい。しかし、唯だそれを主張し、それを急言喝論する丈けでは、外交本來の機能を發揮せりとは固よりいへない。積極的經綸を掲げて具體的の業績を示すにあらざれば、何等外交としての價値はないではないか。

語を新たにして云はしむるならば、國際聯盟離脱後に於て帝國の外交機關は果して何等か有意義なる打着を成し得たりやといひ度い。依然として四十二對一の姿勢のまゝに足踏みしつゝあるに過ぎずとせば、高價なる國家の外交機關は寧ろ贅澤ではないか。聞くが如くんば現内閣の外交當局は極めて雄辯だと云ふ、成る程、對内的には年中殆んど間斷なき宣傳を行つてゐるやうであり、就中對支政策に關しては屢々外相閣下の大言壯語を聞かされて居る。併しながら現實に於ける南京政府の態度は依然として不可解であり深き謎に包まれてゐるではないか。新に出現せる冀察政權や、西南政府の歸趨如何に就いては、此際所見の開陳を留保するが、それにしても帝國の外務大臣が果して健在なるやを疑ふものは決して一部少數の識者丈には止まらないのである。或は現外交當局に同情を表して、今日我國には百人の外務大臣ありとも

用を爲さない、若しも強き責任感の持主たる事が帝國政府外務大臣たるの要件なりとするならば、毎月毎日外相の椅子を取換へても尙ほ不足を告ぐるであらうといふ。夫れ或は然るかも知れぬ、事程左様に無力無能であり、鈍感の人にあらざれば外相たるの地位に晏如たり能はぬとは、一體全體何を物語るのであるか。それ程無爲無策の悲哀を滿喫しつゝ尙ほ其の職場を守るの外なしとせば、慘酷なる犠牲としては、或は同情に値するかも知れない。併しソレでは世界的非常時に於ける帝國の外交は何らなるのであるか。民心不安の主要根源たる外交が斯く迄も無意義であらうことは果して一億萬國民の忍び得る所であるか。

何人も知るが如く歐洲列國は今や國際政治の建直しに眞剣なる努力を集中しつゝある。エチオピア問題に依つて捲き起されたる國際聯盟の波紋や、倫

敦軍縮會議の跡始末が何うあるにもせよ。列國の大勢は將に轉換期に向ひつ
つあるのは争ふべからざる事實である。現に露佛間には既に或る種の軍事同
盟が締結され、或はされんとしつゝありといはれ、英露間にも相互不侵略の
連鎖が具體化しつゝあるといはれて居る。加之、英米兩國は倫敦軍縮會議の
決裂を動機として或種の諒解の下に、其の太平洋政策に一大新發展をなさん
とする形勢にあるではないか。斯くても尙ほ帝國の對支、對露、對英米政策
は舊態依然、無爲傍觀に其の日を消して足れりとすべきや、幸に、帝國の國
防は、此數年來の應急的措置により、大に其内容が整備強化されつゝあつて、
目前現下の不安はないであろう。又近き將來に於て列國間の軍擴張争も容易
に起り得ないものと見る事が正當の見方かも知れぬ。併し遠き將來を懸けて
我國の國際的地位につきて思ひを廻らしたならば、支那及太平洋を繞る列國

の態度並に工作と對比して吾々は一日も晏如たり能はぬのではあるまいか。
卒直に忌憚なくいはしむるならば、我國は明治維新以來、今日、現在ほど對
外的重大局面に逢着しつゝある場合は未だ曾てなき所であるといふも過言で
はないのである。

以上は外交方面より觀たる皇國現下の一大憂患にして、之れ取りも直さず
吾人が現内閣の如き弱體微力を以てしては、到底其の重荷に耐へ得ざる所な
りとする所以である。是れ吾々が本案を提出せる第二の理由なり。

三、經濟國策の貧弱缺乏

次に財政、經濟、産業、教育其他内政全部面に亘りて現内閣が如何に甚だ
しく其の無力ぶりを暴露しつゝあるか。國民は餘りにも其の事實の夥だしき

に寧ろ呆然たらざるを得ざる有様ではないか。

現時我國民の最も切實に又最も熱烈に要求しつゝある所は云ふまでもなく
 經濟的苦難——生活苦の克服である。姑息不徹底なる附焼又的施設は最早や
 用をなさない。より根本的に、より徹底的に國民經濟の建て直しを目標とす
 る恒久國策の樹立、——激烈なる國際的經濟戰に對應して、國民生活の基礎を
 安定鞏固ならしむる爲めの積極的施設を急々實施するに非ざれば大衆の生
 活苦は緩和されない。而して、之れに對する現内閣の答案は果して何である
 か。曰くゼロである。

政府の財政計畫を見れば、其の豫算總額は年々膨脹の一路を辿り昭和十一
 年度に於ては遂に二十三億圓に上る状態であるが、其中眞に國民經濟更生
 の爲に支出さるゝ費目が果して幾何ありや。改めて指摘する迄もなく歳出總

額の四割七分、十億圓以上の巨額を占むるものは國防費であり、次には國債
 利子、恩給其他の國家の義務費である、是等數項の餘儀なき經費を控除せる
 支出殘額は總豫算の三分の一にも足らない。世界廣しと雖も斯の如き跛行豫
 算は其の例あるを知らない。云ふまでもなく國家の財政は出づるを計りて、
 入るを制するを以て根本原則とする。必要止むべからざる支出多ければ、其
 多きに從て收入も亦多からしめねばならぬ、故に吾々は國家の必要の爲めに
 は財政の膨脹必ずしも憂慮するに足らずとするものである。國防は固より、
 國家の發展に伴ひ時代に適應すべき施設の必要を是認する以上、單なる緊縮、
 單なる節約のみが最善の方策でない事は、濱口、若槻兩内閣の實績に徴して
 明々白々である。サラばといふて支出費目の如何を見ざる單なる歳計の膨
 脹——國民經濟に即せず國民生活の安固を考慮せざる豫算金額の膨脹は如何

なる意味に於ても無價値であり、倒行逆施の非難を免るゝ事の出来ない事は勿論である。況んや一方に於て依然として巨額の赤字を連続しつゝあり之に對する國民の不安毫も解消せず、却て益々前途を暗鬱ならしめつゝある時に於ておや。故に、此意味に於て、無意義なる國費の膨脹の爲めにする赤字公債の増加を阻止するといふならば、ソレ程當然の事はなく、吾々固より反對する謂れはない。寧ろ双手を舉げて賛成するものであるが、夫れと同時に收支のバランスにのみ重きを置き、須要必至の經費要求に對しても耳を塞ぐの態度は絶対に之を認容する事は出来ぬ。財政が健全であるか否かは主として支出の費目が當を得て居るか否かに在りて、所謂赤字公債の金額の多少は問題ではない。赤字は恐るゝに足らず、恐れ慎むべきは赤字によりて賄はるゝ費目の性質如何である。然るに現内閣の遣り方は故藤井藏相以來或は健全財

政といひ、或は公債漸減主義といひ、或は國防財政の調和といひ、或は國防、産業、財政の三全といひ、表面誠に尤もらしき説明をするけれども、其實は國防費の爲めに産業其他の緊要費目を犠牲にしたるものなりと見るの外なき片手落の所謂跛行豫算を編成して、國民經濟を壓迫し、興隆しつゝある國運の進展を阻却しつゝある事は、國家の爲め忍ぶ事能はざる痛恨事ではないか。精銳なる將兵、整備せる兵器のみが國防の全部ではない。都市農村、全國々民の生活が安定し、國富民力が充實して、所謂銃後の力が出来なければ眞の國防充實にはならぬ。是れ吾々が兵農兩全を主張する所以にして、國家獨立の保障たる海陸國防の力を永遠に維持するが爲めに絶対に必要なる民力涵養の諸施設の爲めには假令一時國債を増發するも亦止むを得ないではないか。北海道の拓殖、南洋の開発、東北の振興、而して中小商工業者農民の保護長成、

是等の基本國策を放置して何の健全財政があるか。何の公債漸減があるか。將兵、兵器如何に精強なりと雖も民に菜色あらば其效用は無に歸するの外はあるまい。吾々は現内閣の人々が故らに所謂軍民離間を取てするとは信ぜぬ。併しながら其遣り方が唯今迄の様であれば結局軍民離間の端を啓く事になるであらう。人口愈々増大して收入之に伴はず、高利債務の追窮に呻吟する時、光り輝ける新兵器、勇強潑刺たる將兵が何と見えるであらうか。思ふて茲に至れば肌粟を生じ、心肝爲めに寒きを覺えるではないか。吾々は第六十六議會に於て地方財政調整交付金等の爲めに九年度及び十年度に亘りて少くとも一億八千萬圓程度の追加豫算を提出すべき事を迫つた。之に對して現内閣は果して如何なる處置を爲したか。諸君は當時驚膽駭魄爲す所を知らず、世にもイマワしき爆彈動議といふが如き異名を付して、大衆の耳目をカモフラ

ージし結局僅かに一千數百萬圓許りの財源を捻出して當面を糊塗するに過ぎなかつたではないか。然るに十一年度は如何であるか。要するにイツまで行つても政策らしき政策は縦にも横にも持ち合はしてゐないといふのが眞の事實である。

現内閣の能力は既に明白に試験済みである、如何に善意に考へても現狀の如き不自然、不徹底、不道理なる心理状態である限り到底切實なる國民の要求を満足せしむることは出来ない。まして況んや恒久的根本國策の樹立や、國際經濟戰に對應すべき積極的施設の實行おや、之を現内閣に期待するが如きは一種の夢物語りに過ぎぬ。若し強てソレらしきものを求むるならば、ソレは彼の産業統制であらう、併し吾々をして云はしむるならば、政府當局は果して正確に所謂合理化又は統制の何たるか及び其眞目的何れに在りやを理

解して居るかと問ひたい。少くとも現當局の此方面に於て擧げつゝある成績を通じて之を論斷するならば、其遣り方は一知半解——世にいふ生兵法に非ずんば、小兒に利刃を持たしめたると一般、害ありて益なく、寧ろ人をして危険を感じしめつゝあるといふのが真相ではないか。下手な統制策の爲めに一面に於ては切角健やかに伸びんとしつゝある諸産業は其進展力を抑壓せらるゝと共に他の一方に於ては早く既にトラストやカルテルの弊害をすら誘發しつゝありて、ソレが假令局部的には若干の意義あり利便ありとしても大局に於ては何程の効果もなくして、寧ろ其弊に惱まされつゝあるといふ事は識者の一致せる見解と信ずる。

更に一層關心に堪へないのは日滿の經濟關係對策にして、其處にも辯護し能はざる現内閣一流の不徹底サと微弱サとが見らるゝのは遺憾千萬ではない

か。私は最早や多くはいはぬ、併し唯だ一言を許されたい。ソレは滿洲は我國の生命線であるといふ事である。日滿共存共榮の大旆を押し立て、彼我經濟ブロックの結成を豫約しながら、單に具體的なる実績が一向に現はれて來ない許りではない、寧ろ其反對に、現に新に滿洲の野に築かれつゝある大小の煙突は他日に於て内地産業との競争を惹起すべき事業の爲めに黒烟を吐き又は吐かんとしつゝあるものが其の大部分を占めてゐるのが偽りなき事實ではないか。我國の代表的經濟機關であり年八分の配當を行ひつゝある滿鐵の株式の市價が六十圓臺を割り、財界の常識から遙に下廻はつてゐるといふ事實はそも／＼何を示唆し何を反映してゐるのであるか。更に又不思議とも非常識とも感ぜらるゝは我國民經濟に於て最重要地位を占むる棉花對策と羊毛對策とである。單に輸入防遏の見地より見ても、棉花の栽培と綿羊事業の獎

勵長成とが、吃緊重要の國策の一である事は政府も恐く了解して居る所であらう。而かも其實情は如何であるか。其他米の對策、葡の對策、絲の對策、數え來れば違なき所であると共に、其何れに對しても一樣一帯に不備不徹底の兩語以外の評語は見出し得ない。曾て仰山に所謂鳴物入りで出發した製鐵國策——製鐵合同の其後の實情は何うであるか。鐵鑛石、ヅク鐵の輸入は依然として年々一億圓にも上つて居り、事實上毫も國策としての價値を示してゐないではないか。

幸にも我國の對外貿易は世界的不況時代にも拘はらず顯著なる躍進振りを示し大に吾人の意を強からしめて居るが、是れ併しながら一に大和民族天賦の智能と旺盛なる進取的精神との發露に依り、自力的に此成績を擧げつゝあるのであつて、此の間政府の力は殆んど加はつてゐないのである。日印會商

を始め、日英、日蘭、日濠會商の經過に徴するも、其所に政府のどれだけの用意或は對策が影響して居るか。識者を俟たずして皆な人の知る所ではないか。經濟外交の貧弱斯くの如くにして何うして時艱を克服し屢々澎湃として躍進又躍進しつゝある斯の大民族の將來に横はれる難關を打開し能ふか。歐米列國が數十億乃至數百億の經費を吝まず、全力を國民經濟の發展振興に傾注し之を國家の最高政策と爲しつゝあると對比して、其の差寔に宵壤も霄な

らぬのである。察するに政府は口にこそ世界非常時を強調すれ、眞實には未だ、内外時局の重大性を自覺してゐないのではないか。若し之を自覺してゐるとせば斯くまでも無力無策の嘲りを受けつゝ尙ほ安閑としては居られぬ筈である。少くとも何等將來の見透しなき赤字財政や、國民經濟の建直しに必要な根本方

策もなしに平然たり得る筈はない。時代は文字通り激變しつゝある、列國はあらゆる制度、あらゆる法規、あらゆる部分に亘り鋭意改革に努力し行政機構の全般を通じて劃紀的革新を斷行しつゝある。然るに我國に在ては内治外交の全部面に亘り世界大戦前の機構其のまゝを踏襲してゐるのであつて内閣官制を始め一切の制度法規は二十年三十年乃至半世紀も昔の舊形を墨守してゐる。これて國民の實生活に適應する政策の樹立され得る譯が無い。各省割據の弊害も豫算分捕の舊風も改まらず、外務省の通商局と商工省の貿易局とが蝸牛角上の争ひを起し或は内務、遞信、農林各省間に道路港灣山林河川に關し權限争議の醜體を演ずる以外、高處大局から國家の大策を考究鹽梅する事は寧ろ不可能たるの實情であり、たま／＼制度改革の議論が出ても枝葉末節の技術的見解に障げられ結局有耶無耶に葬り去られる。其の最も極端なる實

例は教育制度改革に現はれてゐる。固より吾々はこゝで行政機構の改革を詳論する事は之を避けるけれども凡そ我國の行政機構程保守的であり官僚的弊風を多分に持ち續けつゝあるものは世界に其類例を見ない。總てがそうであるから今日内外の重大時機に際しても自覺意識が燃焼しない。自覺意識が燃焼しないから國民經濟を核心とする國策の如何にあるべきかを考察する事すら期待されぬといふ有様で、萬事が唯だ、所謂其の日暮してある。姑息彌縫、唯々眼前を繕つてゐるだけで國民の切實なる叫びも、熱烈なる要求も容易に當路の耳には響かない。それが政策貧困の病源であり、弱體内閣の存在をして益々無力無意義ならしめつゝある所以である。

斯くいへば政府は或は内閣審議會の創設を持ち出して吾々に抗辯するであらう。併しながら此審議機關が設立されて以來政府は果して何をなしたか。

會を開くこと僅に數度、提供せられたる議題は單に地方交附金と教育關係の唯此二個のみ。ソレは決して戲談では無い、極めて確かなる事實であつて、國民の要望する國策の樹立とは凡そ火星と地球と程にも縁が遠いではないか。今後假りに該審議會或は調査局を運用して諸般の計畫を成就するとしても、官僚相手の仕事は早くも三年、五年、或は十年以上の歲月を要する事なしとは何人が之を保證し得るか。此の間、世界の形勢は加速度に進展する、國際的經濟戰は益々尖鋭化する、而かも我國民は甘んじて悠々閑々たる調査と審議會の成案とを待つて居られるか。

國民經濟の現状及將來に深き關心を禁じ能はざる吾々は、如何にしても現に見るが如き無策無方針の弱體內閣を信任するに堪へない、これ本案を提出せる第三の理由である。

四 國體觀念の薄弱

上來吾々は立憲の通義に基き現內閣の施政を對象として之を否認せざるを得ざる理由を略述したが、更に吾々は茲に最も嚴肅なる超政策問題に就いて現內閣不信任の趣旨を強調するの已むを得ざるを悲しむものである。如何に健忘の當局と雖も、昨年春の本議會に於いて、全院一致可決せられたる決議案を其の記憶より逸し去つてはゐないであらう、曰く

國體の本義を明徴にし人心の歸趨を明にするは刻下最大の要務なり、政府は崇高無比なる我國體と相容れざる言説に對し直に斷乎たる措置を執るべし

決議案の意義は極めて明々白々である、之に對して岡田首相は答へていふ。

「本案の趣旨に就ては政府は慎重熟慮の上、善處したいと考へる」と。吾々は政府の措置如何を冷靜に監視してゐたのであるが、爾來政府は荏苒日を曠くして問題の解決を遷延し、或はその誠意の疑はるゝものあるを以て吾々は特に議員總會を開き黨の態度を表明すると共に數次政府に對し警告を發したのである。此の間政府の緩漫なる態度に國論沸騰し、勢ひの激する所或は不測の事態を惹起する虞れなきを保し能はざるに至り、流石の政府も去る八月初旬漸く聲明書を發表したが、しかし何等の實行手段を執らず、いはゞ机上の空言を以て世間の耳目を糊塗せんとするが如くであつた。こゝに於いて國論は益々高まり政府部内に在つてすら非難の聲を聞くに及び、政府は已むなく再度の聲明書を發表したといふ有様で、本問題に對する政府の措置は甚だしく微溫的であり不徹底至極である。固より吾々は嚴肅なる本問題を以て政

争の具に供せんとするのではない、それは一切の政治問題を超越せる國礎問題であり、一黨一派の論議に委すべく餘りに重大性を有するものである。然るに政府が斯くの如き絶對問題に對してすら明確たる認識を有せず、左顧右眄して遲疑逡巡の色あるは斷じて吾々の黙過し能はざる所であつて此の一事こそ現内閣の存續を容認し得ざる絶對的理由たらねばならない。政府は第一次及第二次の聲明や、一大學名譽教授の引退、一長官の依願辭職を以て總ての責任を解除せられたるかの如く考へてゐるらしいが、吾々は斯かる區々不徹底の措置に依つて事足れりとは斷じて認むる事は出來ない。又單に文部省管下の各學校や府縣知事に一片の通牒を發せるのみにて直ちに本問題が解消せりとは認め能はぬのである。吾々の要求する所は實行であつて文字の遊戯では無い。のみならず、政府が初めより本問題の解決に誠意を缺くの結果、

第一の聲明に次ぐに第二の聲明を以てするが如き、奇異の事實を示せるは、政府それ自ら國體の尊嚴性を明瞭に自覺せるや否やを疑はしむるに充分であつて、吾々の斷じて不問に附し得ざる所である。吾々は問題の重要性に鑑み是れ以上の言論を差控えるが、少くとも本問題の關する限り、國民が衷心より満足の意を表し、千萬年の後と雖も政府の措置に秋毫の遺憾なきを了解せしむるまで、現内閣に對する信任を拒否せなければならぬのである。是れ本案提出の第四の理由である。

五 結言——解散風

傳ふるが如くんば政府は本案の提出を機會として衆議院の解散を奏請するといふ。ソレも宜しかろう。政府に於て挑戰の決意あらば、吾々にも亦應戰

の覺悟がある。併し、茲に特に一言して置く。現内閣は純正なる與黨の一人をも議會に持たざる政府である。——流石に民政黨諸君さへも自ら准與黨といつて眞の與黨とは誇稱し得ないではないか——然らば政府は何の目的何の意義ありて、切角苦心して編成し現に此議會に提出し。唯今大藏大臣をして之を説明せしめて而して吾々の協賛を求むるの意味を言明せる明年度豫算の不成立をまで賭して任期滿了眼前に迫れる衆議院の解散を左様に取急いで奏請し、又何を目標として總選舉を行ふのであるか。首相岡田君たるもの須らく此際深く内に省みて自問自答すべきである。或は選舉界の肅正所謂肅正選舉を行ふて政界の分野を明朗にし依つて以て舉國一致の實を擧ぐべしといふ。それも宜しい。吾々は現に見るが如き擬裝的舉國一致内閣が、來るべき總選舉に於て其の正體を暴露し、何等民意に立脚せる政黨内閣でもなければ、

正當なる舉國一致内閣にもあらざる事實を廣く國民の面前に曝け出す意味に於て、寧ろ解散を歓迎し政界の明朗化を期待するに躊躇せぬであらう。それと同時に此總選舉こそ立憲と非立憲、政黨主義と非政黨主義との戦ひであり、一般國民が根本國策を樹立して難局を打開せんとするものに味方するか、無爲姑息の偷安者流を擁護するかの決勝戦である。積極か、退嬰か、安定か、不安定か、民意の歸趨は戦はずして知るべきではないか。勿論總選舉の結果、絶對多數の國民が舉つて政黨を支持すべきは火を見るよりも明かであり、此の事實は政府の准與黨たる民政黨諸君と雖も必らずや同感の事と信ずる。然らば其の曉に於て内閣諸公は如何に進退せんとするのであるか。時代に眼醒めたる國民は夢にも官僚主義などの捕虜とはならない。一脚を官僚に置き他一脚を政黨に寄するが如き變態内閣も亦決して國民の忍び得る所では無

い。政府は此の昭々たる事實をしも見透し能はぬのであらうか。よしや、大地を打つ槌は外れても吾々の豫想に狂ひは無いのである。吾々は決して解散を避けない、唯だ自家一身一味の寸前一時の幻滅的安逸を計るといふ以外政府に果して何の根據、何の資格ありて解散を行ふかを怪しむのみである。吾が改めて本議場に登る時、現内閣の一枚看板たる擬裝的舉國一致は立ちどころに幻滅するであらう。故に若し政府に於て眞に憲政尊重の良心があるならば、今に於て速に退却の一路を辿るべきではないか。而して一念尙國家に忠誠を勵まんとするの志あるならば立憲の大義に基き改過遷善以て更生の途を圖るべきである。茲に一億萬國民の名に於て之れを現内閣諸公に勸告する。

昭和十一年二月四日 印刷
昭和十一年二月八日 發行

(非賣品)

著者 島田俊雄

東京市芝區田村町四ノ三〇
印刷所 福井安久太

發行所 東京市芝區新橋二ノ四八
安久社

